



認定調査 “ワンポイント・アドバイス”



（回覧）調査員の皆さんで共有しましょう！

確認印欄

★★「3-1 意思の伝達」★★



定義

意思の伝達とは、調査対象者が意思を伝達できるかどうかの能力のこと。

「調査対象者が意思を他者に伝達できる」… 常に意思の伝達できる

「ときどき伝達できる」…………… 内容や状況によってはできないことがある

「ほとんど伝達できない」…………… 限定的な内容はまれにできる

「できない」…………… 全くできない

ポイント

- 内容の合理性は問わない。
- ボードや筆談、手話、パソコン等、手段や方法は問わない。
- 調査日の状況に加え、日頃の状況から選択を行う。

〔自発的に意思を示さない場合〕

本人が自発的に伝達しなくても、質問に対して意思を伝えられる場合は、

「1.調査対象者が意思を他者に伝達できる」を選択とします。

例題

1. 気管切開をしており、発語は難しいが、ボードを利用して意思を伝達できる。
→「1.調査対象者が意思を他者に伝達できる」
2. 話している途中で「わからなくなっちゃった。」と言い、話をやめてしまうことがある。
簡単な内容であれば回答でき、名前や生年月日、季節等は適切に回答できる。
→「2.ときどき伝達できる」を選択。
3. 質問をすると「何もわからないです」と言う。名前のみは回答できるが、生年月日や季節等は回答できず首をかしげる。日頃から質問が理解できないことが多い。
→「3.ほとんど伝達できない」を選択。

【介護認定の状況】（R5.10.3 時点）

8月申請 537 件のうち審査会の予定が決まっていない数 14 件

9月申請 545 件のうち審査会の予定が決まっていない数 387 件

桐生市役所 健康長寿課 介護審査係（内線 394・395）